

(一括) 産業廃棄物 (廃蛍光灯・廃水銀灯) 収集・運搬及び処分業務 仕様書 (案)

1 業務目的

浜松市立小中学校及び幼稚園から排出される蛍光灯及び水銀灯 (水銀使用製品産業廃棄物) を廃棄物処理法に則り、適正に収集・運搬及び処分する業務である。

2 業務内容

- (1) 処分品目
 - ①廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)
 - ②廃水銀灯 (水銀使用製品産業廃棄物・体育館の照明等)
- (2) 予定数量
 - ①約 2, 0 0 0 k g
 - ②約 2 8 k g

※予定数量は令和 7 年 6 月 1 6 日現在のアンケート (単位: 本) を基に昨年度実績から換算しています。
- (3) 廃棄物の種類 ガラス陶磁器くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)
- (4) 業務の期間 令和 7 年 9 月 1 9 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで
- (5) 受託業者 処分品目の収集・運搬及び処分の許可をもつ業者
- (6) 収集場所 浜松市立小中学校及び幼稚園 (別紙のとおり)
- (7) 報告 業務完了後、業務完了報告書、実施報告書 (収集日、収集校 (園) 名及び学校職員の署名のあるもの)、収集量内訳及びマニフェストを提出すること。

3 収集時の注意事項

- (1) 収集現場の清潔の保持に努めること。
- (2) 運搬に際し、廃棄物の飛散、流出がないよう措置すること。
- (3) 園・校内搬入出に際しては、園児・児童生徒に事故のないよう、特に留意すること。
- (4) 施設管理担当者から施設運営上の指示があったときは、速やかにその指示に従うこと。

4 その他

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守すること。
- (2) マニフェストは受託者が用意し、委託者が発行すること。
- (3) 受託者は、委託者の指示した作業日程を基準に収集するものとする。
- (4) 作業期日は厳守すること。
- (5) 積み込みは受託者が行うものとし、搬出用の段ボール箱等が必要な場合は、事前に必要数を提供すること。なお、準備に係る費用は、受託者が負担するものとする。

令和 7 年

廃蛍光灯・廃水銀灯の回収日程及び回収量（予定）

単位：本

別紙

旧中区 1コース			旧中区 2コース			旧東区			旧南区			旧西区			
回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日	
対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	
1 曳馬小学校	42	0	1 花川小学校	50	0	1 与進北小学校	14	0	1 白脇小学校	29	0	1 和地小学校	13	0	
2 上島小学校	108	0	2 葵西小学校	50	0	2 与進中学校	30	0	2 河輪小学校	10	0	2 湖東中学校	113	0	
3 曳馬中学校	42	0	3 瑞穂小学校	59	0	3 与進小学校	48	0	3 東陽中学校	51	0	3 伊佐見小学校	60	0	
4 八幡中学校	37	0	4 開成中学校	26	0	4 中ノ町小学校	20	0	4 芳川小学校	18	0	4 神久呂中学校	28	0	
5 佐藤小学校	30	0	5 葵が丘小学校	24	0	5 和田東小学校	33	0	5 南陽中学校	43	0	5 入野小学校	38	0	
6 東小学校	22	0	6 萩丘小学校	85	0	6 天竜中学校	63	0	6 芳川北小学校	45	0	6 入野中学校	68	0	
7 鴨江小学校	16	0	7 泉小学校	11	0	7 和田小学校	50	0	7 東部中学校	29	0	7 大平台小学校	60	0	
8 西小学校	34	0	8 高台中学校	88	0	8 丸塚中学校	58	0	8 飯田小学校	30	0	8 村櫛小学校	29	0	
9 浅間小学校	23	0	9 城北小学校	70	0	9 蒲小学校	53	0	9 可美中学校	42	0	9 庄内小学校・庄内中学校	65	0	
10 江西中学校	5	0	10 北部中学校	27	0	10 豊西小学校	40	0	10 新津中学校	53	0	10 雄踏幼稚園	56	0	
11 双葉小学校	10	0	11 富塚西小学校	6	0	11 笠井小学校	70	0	11 新津小学校	61	0	11 雄踏小学校	79	0	
12 南部中学校	67	0	12 富塚小学校	45	0	12 笠井中学校	47	0	12 砂丘小学校	29	4	12 雄踏中学校	240	20	
13 竜禅寺小学校	40	0	13 富塚中学校	87	0	13 万斛幼稚園	23	0	13 江南中学校	6	0	13 舞阪小学校	45	0	
14 相生小学校	37	0	14 佐鳴台小学校	22	0	14 中郡中学校	40	0	14 南の星小学校	24	0	14 舞阪中学校	31	2	
15 教育総務課	40	0	15 佐鳴台中学校	26	0	15 中郡小学校	41	0				15 篠原小学校	69	0	
			16 舘塚中学校	5	0	16 大瀬小学校	96	0				16 篠原中学校	60	0	
			17 広沢小学校	25	0	17 積志小学校	48	0							
			18 追分小学校	89	0	18 積志中学校	35	0							
						19 有玉小学校	12	0							
計	553	0	計	795	0	計	821	0	計	470	4	計	1054	22	

旧北区 1コース			旧北区 2コース			天竜・旧浜北区			天竜区			旧浜北区		
回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日	回収日	月	日
対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯	対象校	蛍光灯	水銀灯
1 伊目小学校	18	0	1 三ヶ日東小学校	46	0	1 清竜中学校	22	0	1 気田小学校	12	0	1 籠玉中学校	46	0
2 細江中学校	63	0	2 大崎幼稚園	50	0	2 二俣小学校	28	0	2 春野中学校	17	0	2 籠玉小学校	38	0
3 気賀小学校	50	0	3 尾奈小学校	7	0	3 二俣幼稚園	19	0	3 水窪小学校	20	0	3 新原小学校	38	0
4 中川小学校	24	0	4 三ヶ日中学校	60	7	4 光が丘中学校	50	0	4 水窪中学校	13	3	4 北浜中学校	56	0
5 都田小学校	14	0	5 三ヶ日西小学校	28	0	5 光明小学校	50	0	5 佐久間小学校	18	0	5 北浜小学校	51	0
6 都田中学校	21	0	6 平山小学校	9	0	6 横山小学校	3	0	6 佐久間中学校	37	0	6 北浜南小学校	30	0
7 都田南小学校	60	0	7 奥山小学校	14	0	7 熊小学校	5	0				7 北浜東部中学校	50	0
8 三方原中学校	130	0	8 引佐南部中学校	46	0	8 上阿多古小学校	23	0				8 北浜北小学校	60	0
9 豊岡小学校	35	0	10 引佐北部小学校・引佐北部中学校	15	0	9 赤佐小学校	31	0				9 伎倍小学校	60	13
10 三方原小学校	60	0	11 金指小学校	4	4	10 浜北北部中学校	38	0				10 浜名小学校	80	0
11 北星中学校	39	8				11 中瀬小学校	63	0				11 内野小学校	53	0
12 初生小学校	32	0												
計	546	8	計	279	21	計	332	0	計	117	3	計	562	13

合計	蛍光灯	水銀灯	
	5,529	71	
内訳	小中	5,381	71
	幼	148	0

※回収量は、令和7年6月16日現在であり、実際の回収量は増加する可能性があります。

◆施設支払い内訳

- 1 契約金額 (1)廃蛍光灯 金 円/kg(うち消費税及び地方消費税の額 円/kg)
 (2)廃水銀灯 金 円/kg(うち消費税及び地方消費税の額 円/kg)

2 施設内訳

施設主管課	施設名	内訳額
学校教育部教育総務課 (浜松市中央区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階)	小学校	
学校教育部教育総務課 (浜松市中央区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階)	中学校	
こども家庭部幼保運営課 (浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階)	幼稚園	

◆特記事項

- 1 業務計画書の提出
 業務を遂行するにあたっては、あらかじめ「業務予定表」を**施設主管課**に提出し、承諾を受けること。
- 2 業務完了報告書の提出
 一定の業務を完了したときは、業務完了報告書等を**施設主管課**へ提出すること。
- 3 業務従事責任者の届出
 (1)業務を実施するにあたり、**施設主管課**へ業務従事責任者を届出する。
 (2)業務従事責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の監理を行う。
 (3)業務従事責任者又は全ての従事者に法的な技術的資格等を必要とする場合は、その有する資格を**施設主管課**へ届け出するものとする。
 (4)前記(3)について、すべての従事者についても、これを準用する。
- 4 業務従事者の心得
 業務に従事する者は、次の事項に十分留意すること。
 (1)業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。
 (2)業務責任者は、施設管理担当者から施設運営上の指示があったときには、速やかにその指示に従うこと。
 (3)粗暴な言動は、厳に慎むこと。
 (4)当該施設及び施設敷地内での拾得物があったときは、速やかに届出ること。
 (5)当該施設及び施設周辺での異常等に気付いた場合には、直ちに**施設主管課**へ通報すること。
 (6)業務中は、その所属する会社等の指定する制服・名札を着用するとともに、常に清潔な身だしなみとすること。